

日向市監査委員告示 第2号

地方自治法第199条第9項の規定に基づき令和4年度定期監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和5年2月20日

日向市監査委員 成 合 学

日向市監査委員 西 村 豪 武

令和 4 年度

日向市定期監査報告書

(前期)

日向市監査委員

令和4年度 定期監査報告書（前期）

1 監査の対象

主として令和4年度の財務に関する事務の執行について

2 監査の対象課（かい）等

- (1) 総合政策部 地域コミュニティ課
- (2) 総務部 防災推進課
- (3) 市民環境部 国民健康保険課 市民課 環境政策課
- (4) 健康長寿部 健康増進課 東郷診療所
- (5) 農林水産部 ふるさと物産振興課
- (6) 東郷総合支所 東郷地域振興課
- (7) 会計課
- (8) 農業委員会事務局
- (9) 教育委員会 学校給食センター

3 監査実施期間

令和4年10月21日から令和4年12月15日まで

対象課（かい）等	実施期間
健康増進課 会計課 ふるさと物産振興課 学校給食センター	令和4年10月21日～ 令和4年11月16日
東郷診療所 農業委員会事務局 地域コミュニティ課	令和4年11月4日～ 令和4年11月28日
市民課 環境政策課 防災推進課 東郷地域振興課 国民健康保険課	令和4年11月18日～ 令和4年12月15日

4 監査の方法

令和4年度における財務に関する事務等の執行が、予算や法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として次のとおり実施した。

- (1) 事前に提出を求めた監査資料に基づき、諸帳簿、書類等の試査及び照合等を行った。
- (2) 課長等以下関係職員から事務事業の執行について説明を受け、質疑応答形式により実施した。

5 監査の結果

監査の結果、予算執行の事務処理はおおむね適正に処理されていると認められたが、一部において、是正（改善）や検討を要する事項が見受けられた。

具体的な指摘等の内容は、別紙のとおりであるが、これについては必要な措置を講ずることにより適正な事務の執行に努められたい。

また、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じられた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づきその旨通知されたい。

なお、監査結果報告後の措置状況については、是正（改善）への早期取り組みを促し監査の実効性を高めるため、報告期限を付していることを申し添えます。

報告期限 令和5年3月6日（月）

指 摘 項 目		件 数			
		指摘事項	注意事項	意見・要望事項	計
収入 事務	（補助金等に関するもの）【ア】		1		1
	（上記を除く）【イ】	1	7		8
支出 事務	（補助金等に関するもの）【ウ】				0
	（上記を除く）【エ】		1		1
契 約 事 務 【オ】			25	2	27
財 産 （ 物 品 を 除 く ） 【カ】			6		6
物 品 の 管 理 【キ】			5		5
事務（事業）の経済性、効率性及び有効性 【ク】			18	6	24
指定管理者による公の施設の管理 【ケ】				1	1
そ の 他 【コ】				1	1
準 公 金 に 関 す る も の 【サ】			6	2	8
合 計		1	69	12	82

別紙

各課に対する指摘等の内容

※【 】は指摘項目(P 2)参照

1 総合政策課

(1) 地域コミュニティ課

【意見、要望】

【ケ】

- ① 指定管理者に対する指導助言について、情報公開マニュアルの作成や研修実施の取り組みがされていない状況であるが、着手に向けての指導助言及び定期的な実地調査を実施されたい。

併せて、モニタリングシート評価に大きな差異が生じないように双方による研修を実施されたい。

【注意事項】

【ア】

- ① コミュニティ助成事業助成金について、交付決定通知を受けているが、調定手続きが行われていないので、日向市財務規則第 27 条のとおり適正に手続きされたい。

【オ】

- ② 業務委託に係る契約書について、支払方法の記載に誤った表記が見受けられたので、適正に処理されたい。

【オ】

- ③ 契約の様式について、最新の様式でないものが見受けられたので、日向市工事請負契約等に係る帳簿及び書類の様式を定める規程第 2 条に定める様式を使用されたい。

【カ】

- ④ 男女共同参画推進ルームに係る公有財産台帳について、文化交流センターとの兼ね合いがある中で、未だ台帳区分けが明確にされていない状況にあることから、日向市財務規則第 161 条及び第 161 条の 2 の規定に基づき関係機関と早急に調整を行い、台帳整備を完了されたい。

【サ】

- ⑤ 日向市人権・同和問題啓発推進協議会に係る出納処理について、遅延した支払処理や、領収日と支出命令の日付が整合しない処理が見受けられたので、日向市準公金等取扱規程第 9 条に基づき適正に処理されたい。

2 総務部

(1) 防災推進課

【意見、要望】

【ク】

- ① 災害時における新型コロナウイルス感染者（自宅療養者）の避難受入については令和 4 年度から市の対応となり、専用の避難所の選定や有資格担当職員

確保、資機材の整備が急務となったが、これらを早急に完備するために関係機関と連携を図り、横断的な組織対応により取り組まれない。

【ク】

- ② 予算執行について、予算は目的別に配当がされ、分任等例外を除き事業を所管する担当部署の責任のもとで予算執行することが基本と解するが、一元管理により円滑な事務処理につながる理由から他の部署の一部の予算を防災推進課の予算に編入することは、予算執行の責任と事業説明責任が曖昧となるばかりか、本当に円滑な事務処理につながるのか疑問視されることである。

今後の予算配当の在り方については、令和4年度の予算執行を検証し財政課と十分協議検討されたい。

【注意事項】

【オ】

- ① 設計単価の参考見積を徴収する際は日向市文書取扱規程第33条の規定に基づき決裁を受けられたい。

【オ】

- ② 契約の様式について、最新の様式でないものが見受けられたので、日向市工事請負契約等に係る帳簿及び書類の様式を定める規程第2条に定める様式を使用されたい。

【オ】

- ③ 随意契約理由書について、他の号の理由と併合した場合は、随意契約ガイドラインに基づき第1号を優先されたい。

【オ】

- ④ 契約事務において、受付印がないものが見受けられたので、日向市文書取扱規程第13条に基づき適正に処理されたい。

【キ】

- ⑤ 被服台帳において、未処理のものが複数見受けられたので、日向市職員の被服貸与に関する規則第3条の規定に基づき適正に処理されたい。

【ク】

- ⑥ 補助金の交付に関して使用する様式が異なるものが見受けられたので、各補助金の要綱に定められた様式を使用されたい。また必要であれば要綱を改正する等必要な対応を図られたい。

【ク】

- ⑦ 契約事務において、決裁伺書の決裁日、施行日の記載の無いものが見受けられたので、日向市文書取扱規程第16条の規定に基づき適正に処理されたい。

【サ】

- ⑧ 日向市自主防災会連絡協議会の令和3年度出納について、会計年度を越えての支出が確認された。同協議会の規約第17条を遵守し適正な会計処理をされたい。

3 市民環境部

(1) 国民健康保険課

【注意事項】

【イ】

- ① 後期高齢者医療保険料に係る滞納繰越分の調定について、起票日の誤りがあったので、日向市財務規則第 50 条の規定に基づき適正に処理されたい。

【イ】

- ② 収入内訳書の決裁欄に押印がないものが見受けられたので、適正に処理されたい。

【オ】

- ③ 契約事務における見積書依頼について、仕様書が添付されていないケースがあったので、必要とする書類に漏れがないよう処理されたい。

【オ】

- ④ 設計単価の参考見積を徴収する際は、日向市文書取扱規程第 33 条の規定に基づき決裁を受けられたい。

【オ】

- ⑤ 契約の様式について、最新の様式でないものが見受けられたので、日向市工事請負契約等に係る帳簿及び書類の様式を定める規程第 2 条に定める様式を使用されたい。

【ク】

- ⑥ 契約事務において押印を必要としない欄は日向市文書取扱規程第 19 条の規定に基づき適正に処理されたい。

【ク】

- ⑦ 公用車使用市内旅行命令（依頼）簿兼自動車運転報告書について、旧様式が使用されていたので、最新の様式に代えて適正に処理されたい。

【ク】

- ⑧ 支出負担行為書の決裁について、係長、課長補佐の押印漏れが見受けられたので、遺漏のないよう適正に処理されたい。

(2) 市民課

【意見、要望】

【コ】

- ① 市営墓地の将来像について、多様化する中で方向性を見出すことの難しさはあるが、幅広い意見集約や先進地等の情報収集により、早期に市営墓地の具体的な将来像を示されたい。

【注意事項】

【イ】

- ① 畜犬登録事務手数料の収納処理において、遅延が見受けられたので、日向市財務規則第 43 条の規定に基づき適正に処理されたい。

【オ】

- ② 着工届や工事完成届が供覧されていないものが見受けられたので、適正に処

理されたい。

【オ】

- ③ 契約書の様式について、最新の様式でないものが見受けられたので、日向市工事請負契約等に係る帳簿及び書類の様式を定める規程第2条に定める様式を使用されたい。

【オ】

- ④ 契約事務において、着手届や業務完了届（履行確認願）に受付印のないもの、供覧がされていないものが見受けられたので、日向市文書取扱規程第13条に基づき適正に処理されたい。

【カ】

- ⑤ 公有財産台帳が整備されていないので、日向市財務規則第161条及び161条の2の規定に基づき早急に調査の上、作成し、財産目録との照合を行われたい。

【ク】

- ⑥ 契約事務において、決裁伺書の決裁日、施行日、取扱区分に記入がないもの、決裁欄が空白のものが見受けられたので日向市文書取扱規程第16条及び第19条の規定に基づき適正に処理されたい。

(3) 環境政策課

【注意事項】

【オ】

- ① 設計単価の参考見積を徴収する際は日向市文書取扱規程第33条の規定に基づき決裁を受けられたい。

【オ】

- ② 業務委託契約において、受注者からの報告書の提出が期限を過ぎているものが見受けられたので、指導されたい。

【オ】

- ③ 契約の様式について、最新の様式でないものが見受けられたので、日向市工事請負契約等に係る帳簿及び書類の様式を定める規程第2条に定める様式を使用されたい。

【カ】

- ④ 所管の公有財産について、財産目録に登録されているものの、公有財産台帳が確認できないものがあるので、日向市財務規則第161条及び161条の2の規定に基づき適正に処理されたい。

【ク】

- ⑤ 補助事業における申請書類等の受付において、添付書類漏れや記載漏れ、押印漏れ等が散見されたので、相手方には事前に十分な説明と理解を求め、適正な処理に基づき事務が進められるよう努められたい。

【ク】

- ⑥ 契約事務において、受付印がないものが見受けられたので、日向市文書取扱

規程第 13 条の規定に基づき適正に処理されたい。

【ク】

- ⑦ 契約事務において、決裁伺書の決裁日、施行日、取扱区分、内線の記載のないもの、課長補佐欄が空白のものが見受けられたので、日向市文書取扱規程第 16 条及び第 19 条の規定に基づき適正に処理されたい。

4 健康長寿部

(1) 健康増進課

【意見、要望】

【ク】

- ① 各種文書において、係員の供覧押印がないものが見受けられた。起案文書等においては上司の決裁は勿論のこと、遺漏の有無の確認及び情報の共有化を図る意味からも、適宜適確に供覧を実施されたい。

【注意事項】

【イ】

- ① 日向市初期救急診療所の使用料等について、納付された日に調定を行っているものが見受けられたので、日向市財務規則第 27 条の規定のとおり適正に処理されたい。

【オ】

- ② 設計単価の参考見積を徴収する際は、日向市文書取扱規程第 33 条の規定に基づき決裁を受けられたい。

【オ】

- ③ 契約書添付書類の不備（金抜き設計書）が見受けられたので、日向市財務規則第 106 条の規定に基づき適正に処理されたい。

【オ】

- ④ 契約事務において、予定価格表が確認できないものがあつたので、日向市工事請負契約等事務取扱規程第 9 条の規定に基づき適正に手続きを行われたい。

【オ】

- ⑤ 契約書の様式について、最新の様式でないものが見受けられたので、日向市工事請負契約等に係る帳簿及び書類の様式を定める規程第 2 条に定める様式を使用されたい。

【カ】

- ⑥ 公有財産台帳において、財産目録の地積と相違が見受けられたので、日向市財務規則第 161 条の 2 の規定に基づき、適宜、照合を行い、常に最新の情報になるよう整備されたい。

【ク】

- ⑦ 課長補佐が係長を兼務する係において、各種文書における係長決裁欄に押印のないものが見受けられた。兼務職の場合であってもそれぞれの役職欄には押印されたい。

【ク】

- ⑧ 契約事務において、決裁伺書の施行日、決裁日等の記載、完成届の受付印、供覧がないものが見受けられたので、日向市文書取扱規程第 13 条及び第 16 条に基づき適正に処理されたい。

【サ】

- ⑨ 準公金の預金通帳の届出印は、日向市準公金等取扱規程第 10 条第 2 号「所属長又は準公金管理者が管理し、所属長が指定する場所に施錠管理すること。」とあるので、届出印の管理については、規定のとおり取り扱われたい。

【サ】

- ⑩ 日向市の地域医療を考える会及び日向地区救急医療対策協議会の出納事務において、収入調書が作成されていないので、日向市準公金等取扱規程第 9 条に基づき適正に処理されたい。

(2) 東郷診療所

【指摘事項】

【イ】

- ① 他の部署の収入内訳書が混入され、東郷診療所の職員の決裁押印がされた状態で保管されていた。文書收受及び決裁に当たっては内容を十分確認する等注意を払い、適正なる文書管理に努められたい。

【意見、要望】

【オ】

- ① 個人情報を取り扱う業務委託契約には日向市個人情報等の取扱に関する特記仕様書の添付を検討されたい。

【注意事項】

【イ】

- ① 窓口一部負担金について、納付された日に調定を行っているものが見受けられたので、日向市財務規則第 27 条の規定のとおり適正に処理されたい。

【イ】

- ② 窓口収入日計表について、入金日、押印、事務局長決裁の漏れが見受けられたので適正に処理されたい。

【オ】

- ③ 契約事務において、供覧されていないものが見受けられたので、日向市文書取扱規程第 13 条の規定に基づき適正に処理されたい。

【カ】

- ④ 公有財産台帳が整備されていないので、日向市財務規則第 161 条及び第 161 条の 2 の規定に基づき早急に調査の上、作成し、財産目録との照合を行われたい。

【キ】

- ⑤ 備品台帳が整備されていないので、早急に台帳を作成されたい。

【ク】

- ⑥ 契約事務において、決裁伺書の起案日、決裁日、施行日に記載のないもの、決裁欄が空欄のものが見受けられたので、日向市文書取扱規程第 16 条及び第 19

条の規定に基づき適正に処理されたい。

【ク】

- ⑦ 公用車使用市内旅行命令（依頼）簿兼自動車運転報告書について、使用期日の記載漏れや押印のないものが見受けられたので、日向市自動車管理規則第5条の規定に基づき適正に処理されたい。

5 農林水産部

(1) ふるさと物産振興課

【意見、要望】 【オ】

- ① ふるさと納税支援サービスにおいて委託か手数料か確認しにくいものが見受けられたので、備考欄の活用を検討していただきたい。

【注意事項】 【オ】

- ① 仕様書の文言や日付の間違いが複数見受けられたので、複数人での確認を行い適正に処理されたい。

【サ】

- ② 日向のへべす消費拡大プロジェクト会議事務局の準公金の取扱いについて、イベント等の売上金の精算や入金処理に日数を要しているもの、また、支出調書など会計伝票管理に遺漏が見受けられたので、日向市準公金等取扱規程第9条の規定に基づき適正に処理されたい。

6 東郷総合支所

(1) 東郷地域振興課

【意見、要望】 【サ】

- ① 牧水の里夏祭り実行委員会の収入調書、支出命令書については、歳入、歳出に関して債権者、債務者等の照合ができるよう、様式について検討されたい。

【注意事項】 【エ】

- ① 公用車燃料代請求書について、給油伝票と請求書の日付の相違があったので、内容を十分確認されたい。

【オ】

- ② 契約事務において、予定価格作成者の役職の記載のないものが見受けられたので、日向市工事請負契約等事務取扱規程第6条の規定に基づき適正に処理されたい。

【キ】

- ③ 備品台帳管理について、新規購入備品の台帳登録もれが見受けられたので、日向市財務規則に基づき適正に管理されたい。

【ク】

- ④ 契約事務において、受付印や供覧印の漏れているものが見受けられたので、日向市文書取扱規程第13条の規定に基づき適正に処理されたい。

【ク】

- ⑤ 公用車使用市内旅行命令（依頼）簿兼自動車運転報告書において報告漏れや補給燃料記載漏れが複数見受けられたので、適正に処理されたい。

7 会計課

【意見、要望】 【ク】

- ① 会計処理の手引書「会計伝票作成のポイント」は、財務規則ほか事務決裁規程等との整合が求められるところである。関連例規等の動向を注視するとともに、関係機関との情報共有を図りながら適正な状態を確保されたい。

【ク】

- ② 決算における過誤納金（還付未済）について、決算書調製において決算書備考欄にその旨及び額を附記されたい。

【サ】

- ③ 準公金管理状況報告書の一覧表の作成及び提出について検討されたい。

【注意事項】 【キ】

- ① 備品台帳の登録が漏れているものが見受けられたので、早急に台帳確認及び整備をされたい。

8 農業委員会事務局

【注意事項】 【イ】

- ① 事務引継の不備から資金前渡に対する精算が遅れている事例があった。人事異動に伴う事務引継は適切に行うとともに、定期的な出納処理点検を実施する等して適正に処理されたい。

【ク】

- ② 決裁伺書について、取扱区分に記入のないものが見受けられたので、日向市文書取扱規程第 16 条の規定に基づき適正に処理されたい。

【サ】

- ③ 準公金の取扱いについて、支払にクレジットカードを使用しているものがあつたので、日向市準公金等取扱規程に基づき適正に行われたい。

9 教育委員会

(1) 学校給食センター

【意見、要望】 【ク】

- ① 次年度からの公会計化に向けて、現行制度における学校給食会が主体として実施する給食費未納対策について、負担の公平性を重視しつつ、最大限の支援を実施されたい。

また、公会計化移行に向けての諸般の事務処理については、遺漏のないよう臨まれたい。

【注意事項】

【オ】

- ① 設計単価の参考見積を徴収する際は、日向市教育委員会文書取扱規程第5条で準用する日向市文書取扱規程第33条の規定に基づき決裁を受けられたい。

【オ】

- ② 契約の様式について、最新の様式でないものが見受けられたので、日向市工事請負契約等に係る帳簿及び書類の様式を定める規程第2条に定める様式を使用されたい。

【オ】

- ③ 業務委託における受注者からの完了報告書類について、記載漏れ、記載誤りが見受けられたので、提出を受けた際は内容を十分確認され受付処理されたい。

【カ】

- ④ 公有財産台帳において、財産目録の地積と相違が見受けられたので、日向市財務規則第161条の2の規定に基づき、適宜、照合を行い、常に最新の情報になるよう整備されたい。

【キ】

- ⑤ 備品台帳、被服貸与台帳の整理に当たっては、遅滞することなく適切に処理されたい。

【ク】

- ⑥ 契約事務について、決裁伺書に施行日、決裁日の漏れているものが見受けられたので、日向市教育委員会文書取扱規程第5条で準用する日向市文書取扱規程第16条の規定に基づき適正に処理されたい。

【ク】

- ⑦ 公用車使用市内旅行命令（依頼）兼自動車運転報告書において押印漏れが見受けられたので、日向市自動車管理規則第5条の規定に基づき適正に処理されたい。

別紙

令和4年度定期監査結果の措置状況について

課(かい)名(_____)

指摘等	措置状況